

告

示

○文部科学省告示第一号

社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)の一部の施行に伴い、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準(平成二十一年厚生労働省告示第二号)の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣 馳 浩
厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一項第一号中「附則第二条第一項」を「附則第二条第一項各号」に改める。

○厚生労働省告示第百八十三号

社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)の一部の施行に伴い、社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定め、公布の日から適用する。ただし、第一の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一 次に掲げる告示の規定中、「第三条」を「第一条の二」に、「第四十条第二項第五号」を「第四十一条第二項第二号」に改める。

一 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号)第一条第二号

平成二十八年四月一日から適用する。

二 厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号)第一号イの(6)

平成二十八年四月一日から適用する。

三 厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成二十四年厚生労働省告示第百十八号)第一号

平成二十八年四月一日から適用する。

四 厚生労働大臣が定める基準(平成二十七年厚生労働省告示第九十五号)第三号イの(5)

平成二十八年四月一日から適用する。

第二 次に掲げる告示の規定中、「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十五号)附則第二条第二項の規定により行うことができる」とされた同法第三条の二の規定による改正後の」を削り、「六月」を「一月」に改める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

一 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第百八十四号)

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

二 厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号)第一号イの(6)

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

三 厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成二十四年厚生労働省告示第九十五号)第三号イの(5)

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

四 厚生労働大臣が定める基準(平成二十七年厚生労働省告示第九十五号)第三号イの(5)

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

- 1 この告示は、平成二十八年四月一日から適用する。
 2 この告示の施行前に喀痰吸引等研修又は法第三十九条第一号から第三号まで若しくは第四十条第二項第一号若しくは附則第二条第一項各号の指定を受けた学校若しくは養成施設若しくは法第四十条第二項第一号若しくは附則第二条第一項各号の指定を受けた高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケアを修了した者は、指定研修の課程を修了したものとみなす。
 3)の告示の施行前に改正法附則第十四条第一項の規定により喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する旨の都道府県知事の認定を受けた者は、指定研修の課程を修了したものとみなす。

○厚生労働省告示第百八十五号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第百八十七号)の施行に伴い、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準及び食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準及び食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の一部を改正する告示(児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第一条 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)の一部を次のように改正する。

別表の第一の4の注1中「又は第3弾口」を「第3弾口又は第4弾」に改め、同4の注2中「第24弾第4弾」を「第24弾第5弾」に改める。

(食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針(平成二十四年厚生労働省告示第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二号イ中「又は第四号」を「第四号又は第五号」に改める。

○厚生労働省告示第百八十六号

健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第二十三条の六第三項第三十三号、厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令三十七号)第九条の五第三項第三十二号及び国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)第七十七条の六第三十二号の規定に基づき、健康保険法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)第七十七条の六第三十二号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める課程を次のように定め、平成二十八年十月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

健康保険法施行規則第二十三条の六第三項第三十三号、厚生年金保険法施行規則第九条の五第三項第三十三号及び国民年金法施行規則第七十七条の六第三十二号の規定に基づき厚生労働大臣

が定める課程は、独立行政法人海技教育機構法(平成十一年法律第二百四号)による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科及び乗船実習科並びに海技士教育科海技専攻課程の海上技術コース(航海)、海上技術コース(機関)、海上技術コース(航海専修)及び海上技術コース(機関専修)とする。